

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年1月27日（平成28年（行情）諮問第48号）

答申日：平成28年7月21日（平成28年度（行情）答申第217号）

事件名：原発事故に関する放射線量の帰還基準を強化する案についての検討に係る会合記録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月5日付け復本第1561号により内閣総理大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定とされた行政文書に関し、改めて調査のうえ、当該資料を開示する決定を求める。

2 異議申立ての理由

特定新聞記事（略）に明らかなおり、帰還基準について閣僚による当該会合が開かれたのは間違いない。この重要な会合の記録や資料を、「保有していない」というのは、理解しがたい。については、再度、入念な調査を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件に係る経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、請求に係る行政文書を保有していないため、不開示決定処分（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、上記第2の2の理由から、不開示決定とされた行政文書に関し、改めて調査の上、当該資料を開示する決定を求めている。

2 原処分の妥当性について

異議申立人が主張する特定新聞の報道にあるような会合が開催されたとする平成23年秋頃には、諮問庁は存在しておらず、仮に当該会合に関する資料が存在したとすると、諮問庁の前身組織である「東日本大震災復興

対策本部」（以下「本件本部」という。）において作成・取得されたものと考えられる。

そこで、本件本部の保有していた行政文書を引き継ぐ諮問庁においては、異議申立人の主張する会議が開催されたとする、2011年度に作成された行政文書ファイルのうち、原子力災害復興に関連する業務を担っていた班が作成者となっているファイルを中心として、保存場所である共有ドライブ内や執務室、書庫などを探索し、また、異議申立人の主張するような内容について実施した懇談・意見交換に参加した者や当時の担当者にも確認したが、異議申立人の主張するような会合の記録や各省庁間の担当者らの間でやりとりされたメール、また大臣レクチャー記録等の関係文書の存在は確認できなかった。

なお、当該会合に係る行政文書が仮に本件本部において作成・取得されていたものとした場合、保存されていない理由については、当該会合が、政府として何らかの意思決定を行う場ではなかったなどの理由により保存の必要が認められなかったため、1年未満の保存期間とした上で廃棄されたなどが考えられる。

よって、諮問庁において関連する文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、原処分を維持することが適当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月6日 審議
- ④ 同年7月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「原発事故で避難した住民が自宅に戻れる放射線量「20ミリシーベルト以下」の帰還基準（以下「本件基準」という。）について、2011年秋ごろ、「年5ミリシーベルト」に強化する案が検討されたとの報道がある（添付資料（略）参照）。この「5ミリ」の扱いについての会合記録や、各省庁間の担当者らの間でやりとりされたメール、また大臣レクチャー記録など一切の資料」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

これに対し処分庁は、請求に係る行政文書を保有していないとして、不開示とする原処分を行ったが、異議申立人は、本件対象文書に関し、改めて調査の上、当該資料を開示する決定を求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、理由説明書の一部（上記第3の2）における「諮問庁」との記載は誤りで、正しくは「復興庁」であるとのことであり、以下、それを前提に検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 異議申立人は、特定新聞記事に明らかなとおり、本件基準について閣僚による当該会合が行われたのは間違いなく、この重要な会合の記録や資料を「保有していない」というのは理解し難いので、再度、入念な調査を求めると主張する。
- (2) これに対し、諮問庁は、異議申立人が主張する会合（以下「本件会合」という。）が開催されたとする平成23年秋頃には、復興庁は存在しておらず、仮に本件対象文書が存在したとすると、復興庁の前身組織である「東日本大震災復興対策本部」（本件本部）において作成・取得されたものと考えられるところ、本件本部の保有していた行政文書を引き継ぐ処分庁においては、本件会合が開催されたとする平成23年度に作成された行政文書ファイルのうち、原子力災害復興に関連する業務を担っていた班が作成者となっているファイルを中心として、保存場所である共有ドライブ内や執務室、書庫などを探索し、また、異議申立人の主張するような内容について実施した懇談・意見交換に参加した者や当時の担当者にも確認したが、本件対象文書の存在は確認できなかったなどと説明する。
- (3) これについて検討すると、開示請求書に添付された新聞記事をみると、本件会合に復興対策担当大臣が出席した旨が記載されているところ、仮に、復興庁（当時の本件本部）の業務に関係がある本件基準の検討に係る本件会合が実際に存在し、それに復興庁の関係閣僚等が出席していたとすれば、それは、職務上出席したものと解するのが相当ということになる。また、そのような本件会合に係る本件対象文書については、法2条2項に規定する行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であるといえ、それを当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、保有していたとすれば、行政文書として適切に管理されなければならない。
- (4) しかしながら、本件会合が開催されたとする平成23年頃には復興庁は存在していなかったため、当時存在していた復興庁の前身組織である本件本部から復興庁が引き継いだ当時の文書について探索したとする諮問庁の文書の探索の方法や範囲について、特に問題があるとは認められない。
- (5) そうすると、上記探索の結果、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ず、復興庁において、本件対象文書を保有していると認めることはできない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、復興庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

原発事故で避難した住民が自宅に戻れる放射線量「20ミリシーベルト以下」の帰還基準について、2011年秋ごろ、「年5ミリシーベルト」に強化する案が検討されたとの報道がある（添付資料（略）参照）。この「5ミリ」の扱いについての会合記録や、各省庁間の担当者らの間でやりとりされたメール、また大臣レクチャー記録など一切の資料